

2026年8月

各 位

日 高 信 用 金 庫

「貸金庫借用規定」改定のお知らせ

平素より、日高信用金庫をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

当金庫では、金融庁による「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の改正を受け、貸金庫業務のさらなる適正化を図るため、下記のとおり「貸金庫借用規定」を改定させていただきます。

なお、改定後の規定は、本改定前よりお取引いただいているお客様に適用させていただきます。

ご不明な点等がございましたら、お客様の貸金庫お取引店までお問い合わせください。

記

1. 改定日

令和8年10月1日（木）

2. 改定内容

（1）主な改定内容

- ① 貸金庫に格納いただけないものに現金を追加
- ② 貸金庫の利用目的（適切にご利用いただくこと）を書面等でご申告いただくことを追加
- ③ 当金庫による契約の解約事由を追加
- ④ その他記載内容を一部修正

（2）格納いただけない現金について

日本円^{（注）}、外国通貨とも格納いただけません。

（注）日本円のうち、以下の2点が格納できない現金となります。

- ① 日本銀行のホームページの「現在発行されている銀行券・貨幣」に掲載されている銀行券・貨幣
- ② 上記①と肖像が同一である銀行券（2007年発行停止の一万円券（福沢諭吉））

3. 規定

改定後の規定

4. ご留意点

現在、貸金庫内に「現金」を格納されているお客様におかれましては、改定日までに、お取り出しいただきますよう、お願いいたします。

以 上

貸金庫借用規定

第 1 条 格納品の範囲

- (1) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。
 - ①貴金属、宝石その他の貴重品
 - ②公社債券、株券その他の有価証券
 - ③預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類
 - ④前各号に掲げるものに準ずると認められるもの
- (2) 前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をお断りすることがあります。
- (3) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。
 - ①現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの
 - ②危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの

第 2 条 利用目的の確認

- (1) 貸金庫の契約の締結または利用等にあたっては、借用者は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納品が第1条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当金庫の定める方法で、申出を行うこととします。
- (2) 貸金庫が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外でのカメラ撮影や利用時の職員立合い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただきます。

第 3 条 鍵の保管

貸金庫に使用する鍵正副2個のうち、正鍵は借用者が保管し、副鍵は当金庫立会いのうえ借用者が届出の印鑑により封印し、当金庫が保管します。

第 4 条 印鑑・鍵の喪失時等の取扱い

- (1) 印鑑もしくは正鍵を失った場合の貸金庫の開閉は、当金庫所定の手続きをした後に行なってください。
- (2) 正鍵を失った、または毀損した場合は、鍵の取替えなどに要する費用を負担していただきます。なお、当金庫が貸金庫の変更を求めた場合は、直ちにこれに応じてください。

第 5 条 届出事項の変更等

- (1) 印鑑を失ったとき、または印鑑、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当金庫に届出てください。
この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
正鍵を失ったとき、もしくは毀損したときも同様とします。
- (2) 届出のあった名称・住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第 6 条 貸金庫の開閉等

- (1) 貸金庫の開閉は、借用者または借用者があらかじめ届出た代理人が持参した正鍵と当金庫の貸金庫マスター鍵を併用使用して行います。
- (2) 開閉にあたっては、当金庫の「貸金庫開閉票」に届出の印鑑により署名(または記名)押印してください。なお、開閉後は貸金庫の施錠を確認してください。
- (3) 貸金庫の開閉は当金庫の営業時間内に行ない、格納品の出し入れは、当金庫指定の場所で行ってください。

第 7 条 印鑑照合等

貸金庫開閉票、諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影を、届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて開庫その他の取扱いをしたうへは、それらの書類につき偽造・変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。なお、使用される鍵については、当金庫は確認する義務を負いません。

第 8 条 損害の負担等

- (1) 災害・事変その他の不可抗力の事由または当金庫の責めによらない事由により、貸金庫設備の故障等が発生した場合には、貸金庫の開閉に応じられないことがあります。このために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) 前項の事由による格納品の紛失、滅失、毀損、変質等の損害についても、当金庫は責任を負いません。
- (3) 借用者もしくは代理人の責めに帰すべき事由、または格納品の変質等により、当金庫または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

第 9 条 使用料

- (1) 使用料は別に定めるところにより 1 年分を前払するものとし、以後納期到来の都度、借用者の預金口座から振替のうへ支払うこととします。契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの使用料を月割計算により返戻します。
- (2) 使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。
- (3) 使用途中で使用料高額の貸金庫に変更した場合は、当該月から月割計算により差額を徴求し、低額の貸金庫に変更した場合は、当該月から月割計算により差額を返戻します。

第 10 条 貸金庫の修繕、移転等

貸金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当金庫が格納品の一時引取りまたは貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

第 11 条 緊急措置

法令の定めるところにより貸金庫の開庫を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開

庫し、臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第12条 反社会的勢力との取引拒絶

この貸金庫は、第13条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に使用することができ、第13条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一つにでも該当する場合には、当金庫はこの貸金庫の借用申込をお断りするものとします。

第13条 解約等

(1) この契約は借用者の申出によりいつでも解約することができます。

この場合、正鍵および届出の印鑑を持参し、当金庫所定の手続きをしたうえで貸金庫を直ちに明渡してください。なお、正鍵または届出の印鑑を失った場合に解約するときは、この他第4条に準じて取扱います。

(2) 次の各号の一つにでも該当する場合は、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きをしたうえで貸金庫を明渡してください。契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。

①借用者が使用料を支払わないとき

②借用者について相続の開始があったとき

③借用者もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき

④店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき

⑤借用者または代理人がこの規定に違反したとき

⑥借用名義人が存在しないことが明らかになったときまたは借用名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき

⑦本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき

⑧法令で定める本人確認等における確認事項や第2条に定める利用目的の申出内容に偽りがあるとき

⑨マネー・ローンダリング、テロ資金供与、不正な目的で利用され、またはそのおそれがあると当金庫が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で解約が必要と当金庫が判断したとき

(3) 前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、借用者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの貸金庫の利用を停止し、または借用者に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続きをしたうえで貸金庫を明渡してください。

①借用者が貸金庫借用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②借用者または代理人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

- A. 暴力団
- B. 暴力団員
- C. 暴力団準構成員
- D. 暴力団関係企業
- E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- F. その他前各号に準ずる者

③借用者または代理人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
- E. その他前各号に準ずる行為

(4) 前2項または前3項の明渡しが遅延したときは遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第9条第1項に基づく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当金庫はこの不足額を明渡しの日、第9条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。

(5) 第1項から第3項の明渡しが3か月以上遅延したときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途保管・管理もしくは一般に相当と認められる方法、時期、価格等により処分し、また処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当金庫は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めることができるものとし、これらに要する費用は借用者の負担とします。

(6) 使用料、遅延損害金その他借用者が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当金庫からの請求がありしだい支払ってください。

第14条 譲渡、転貸等の禁止

貸金庫の使用権は譲渡、転貸または質入れ等することはできません。

第15条 規定の変更

この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫のウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

変更日以降は、変更後の内容により取扱うこととします。なお、当金庫の責めによる場合を除き、当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は責任を負いません。